

第9回 福祉・保育・介護 TF 議事概要

1. 日時：平成19年11月30日（金）10：19～11：25

2. 場所：永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 項目：厚生労働省との意見交換

第2次答申に係る案文折衝「保育制度改革について」

4. 出席者：【規制改革会議】草刈議長、白石主査、翁委員、松本委員、鈴木専門委員

【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局 局長 大谷 泰夫

雇用均等・児童家庭局保育課 課長 義本 博司

【規制改革推進室】関参事官、田島室参事、事務局

5. 議事：

（厚生労働省関係者入室）

○白石主査 お忙しい中、ありがとうございます。時間も限られておりますので、早速、議論に入ってまいりたいと思います。本日のテーマは、保育制度改革の直接契約と入所基準の見直し、この2点でございますが、それぞれ30分ずつぐらい別々に意見交換をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の直接契約でございますが、いただいた修正案文の中では、財源と一緒に検討すべきだというお答えになっているんですが、そこについてご質問してもよろしゅうございますか。ここの部分、平成13年以降、ずっと長期的に検討となっていて、厚生労働省さんの主張としては、金の話が先に来ないとなかなか直接契約はできないという趣旨だったんですね。私どもの会議体で考えておりますのは、これだけ少子化対策とか子育て支援が叫ばれる中で、平成13年以降、もう6年も経過しているのですから、果たして長期的にとはいつをゴールとするのかとか、財源の話と制度論は少し分けて考えていただいて、制度をまず検討し、そこで財源を取っていただくというのはそちらのお仕事ではないかと思うのですが、ここについて、お返事をいただけますでしょうか。

○大谷局長 わかりました。おそらく何度もこういう場で既に議論されていると思うんですけども、限られた財源の中で最大の効果を上げようと思ったら、対象をどう絞り込むとか、施設についても、財源の範囲でどこまでのレベルのものがつくれるかといったことで制約されてくるんで、財源がどうしてもかかってくるというのは避けられないと思うんです。

財源については、実は私ども大変苦勞しております。今、政府・与党で、消費税論議は今年度末でかなり論議になってきていますけれども、政府の「子どもと家族を応援する

日本」重点戦略検討会議において、今後の少子・高齢化社会でどういう費用が要るかという議論も、この10、11、12月にされています。政府・与党の官邸で行われた会議でも、年金のような高齢化対策の問題と、それから、少子化についても対応が要るんじゃないかということになり、この2つについて、政府全体でも議論しなければいけないということで、実は先週の11月19日、官邸において少子化実務者協議会、閣僚6～7名に各党からの幹事長クラス、政調会長クラス総出で1回議論したんです。その中で、私どもと、それから、少子化担当大臣の上川大臣がプレゼンテーションをしたんですけれども、これからの少子化対策に財政的投入することが必要であるということを相当訴えました。今、そういう資料を持ってきておりませんが、我が国の少子化に対する財政投入というのは極めて小さい。GDPに対して0.83%ぐらいです。フランスやスウェーデンの例はちょっと極端ですが、GDP3%ぐらい投入している国があって、それ以外の国でも2%台とか、そういう国が多い中で、我が国は極めて低い。少なくともそこを何とかしないと、この国の少子化対策について対応できないという話は、その場でもかなり展開していたところです。数字的にも、特に保育のところ、今、待機児童ゼロ作戦をやっていますが、毎年数万人ずつ吸収するという議論とは別に、今の保護者が就労の継続を希望しているのに、辞めざるを得ないような状況に追い込まれている人も実際にはいます。辞めたくない、働きたいという希望を全部満たしたら、どれぐらい要るのかというふうな試算もして、7,700億円ぐらい更に財政投入してもらわないと、そういったニーズは満たされないんだというようなことを示して、財政の確保について求めている訳です。

○白石主査 局長がおっしゃることは、ご主張として少し理解はするんですが、財源を固定することと、今の財源ありきで契約制度をどう変えるかということ切り離すことも可能ではないかと思うんです。例えば、今、良い保育だと言われている認可保育所などは、極めて負担率が低いです。利用者負担をもっと上げていくことはできると思いますし、財源がある程度固定された中でも、優先順位をきちんとつけて、より明確に必要な人たちを絞り込んでいくということもできると思います。財源をなぜ固定的に考えられて、そこが増えないと制度改革が進まないとおっしゃるのか、少し理解に苦しむところなのです。

○大谷局長 そこは、もし財源を固定して考えて、レベルを上げるから対象者を絞り込むのであれば、例えば、保育の要件などをもっと絞り込んでいくというやり方、要するに、対象者を減らすという方向になるか、施設の数の伸びを止めるという方向になります。

○白石主査 利用者負担をもっと上げていくという方法論もありますね。

○大谷局長 利用者負担を上げるというやり方もあると思いますね。さっき言いましたが、数を増やすために質を下げることについては、保育関係者や、その保護者の方から

今、ものすごく抵抗が強い訳です。

○白石主査 そこも少し分けて考えていただきたいんです。なぜ数が増えると質が下がるのでしょうか。介護保険が導入されて、選択肢は確かに広がりましたし、コムスンみたいなどころはありますが、一方で、措置制度と比べてずっと質が良くなったという意見もありますね。数が増えることによってなぜ質が下がるのか、そこのエビデンスをどのようにお考えですか。

○大谷局長 数を増やすということは、施設の数が増える訳です。入所定員が増えます。それから、質を上げようとするれば、例えば、保育士の加配をするとか、施設のレベルを良くするとか、必要なコストが上がっていきますので、要するに数を調整するということは連動してくると思うんです。同じコストで質を上げられるかということ、なかなかそれは難しいと思うんです。

○草刈議長 今の話はいわゆる公的な施設の話をされているのですか。

○大谷局長 公的な財源でバックアップしている施設の話です。民間も含めて。

○草刈議長 財源の問題は勿論あると承知しているし、財源を獲得されようという意欲は我々もサポートしますが、もっと民間の施設を拡大し、また、さきほど質とおっしゃったけれども、量的に足りないのも事実ですから、そのところを拡大して行って、なおかつ人についてきちっと監視をしていくという、そういう方法だっていくらでもあるのではないですか。

○義本課長 ちょっとよろしいでしょうか。今の保育制度も、公立だけではなくて、むしろ社会福祉法人などの民間が主導になっています。それから、株式会社も参入できる形になっております。

それから、先ほど質の話もしましたが、結局、主査からご提議いただきましたように、今の状況、絶対量が足りておらず、その中で財源を確保して、やはりパイを増やしていくということをまずしないといけません。現状のままで直接契約・直接補助を導入すれば、私ども、再三この会議でもご主張させていただいておりますように、例えば、保育が必要な人が排除されるとか、あるいは、もともと入所希望が多いところで、結局、人気が高まってしまって、逆に行けないところが出てくるとかいったことが起こってしまいます。結局、問題はパイをどれだけ拡充していくかという問題です。ですから、そこはやはり財源の問題とセットで考えないといけません。ですから、先ほど白石主査の方から、制度と財源を切り離してというご議論がありましたが、そこはやはり一体として考えないと、

私どもとしては、現場の保育を預かっている立場から、子どもの問題というのは一瞬一瞬避けられませんし、そこはやはり社会的混乱がないようにしていかなければいけないと思っていますところでございます。

○草刈議長 そんなことを言っていたら何も進みませんよ。

○鈴木専門委員 一般論として、財源を確保するために、どういう政策を行うからどれくらいの財源が必要かという議論を先行してやる必要はありませんか。財源が決まってから、直接契約や直接補助の話の後から議論しなければいけないという理由は何なのですか。

○大谷局長 ですから、財源を必死に獲得せんとして、いろんな議論をしている訳ですね。

○鈴木専門委員 ちょっと質問を変えますけれども、直接契約や直接補助について、どれくらいの財源が必要とか、それがどうあるべきかなどといった議論はきちんと進められていらっしゃるんですか。財源を獲得するために。

○大谷局長 直接契約のための財源、ちょっと意味がよくわからないんです。

○鈴木専門委員 直接補助・直接契約をすると財源が増えるという議論をされている訳ですね。

○大谷局長 違います。そうではないです。

○鈴木専門委員 そうではないのなら、そもそも何が問題なのですか。

○大谷局長 限られた財源の中で、直接契約・直接補助をやると、要するに、需給がマッチしていませんから、供給側の方の力が強くなって、むしろ需要側の方が、例えばバウチャーを持っていても行くところがないとか、先に全部埋まってしまって、遠いところに行かなければいけないといったことになります。施設が充足していない限り、直接契約の給付が達成されないとか、あるいは、その施設について、そこそこやっておいても満杯になるだろう、レベルをそう上げなくても満杯になるのだからいいだろうということで、そっちの立場が強くなる。保護者の方はどうしても入れてほしいと思うから、いまいちかと思っても、「自分で仕事を辞めるよりはいい」となってしまうので、そこは需給がマッチしていないところで競争状態に置いても、質なり、お子さんの福祉のレベルが維持できるとは思えないので、そこはやはり問題だと思います。

○鈴木専門委員 その前提がよくわからないんですけども、供給が強くなるというのは。私、経済学者なのですごく気になるんですけども、供給が強くなるというのはどういう意味ですか。直接契約というのは需要側が強くなるのが一般的な理解です。

○大谷局長 それは需給がマッチしていればです。

○鈴木専門委員 マッチさせればいいではないですか。

○大谷局長 マッチさせるために供給を増やそうとして、供給を増やすためにはお金が要るんです。

○鈴木専門委員 根本的な話として、市場メカニズムに任せれば、需要と供給というのは一致するのです。一致しないということはありません。どんな形でさえ一致するんです。

○大谷局長 それは究極的に均衡するという意味でしょう。今、一致していますか。なぜ待機者がこれだけ出ているんですか。

○鈴木専門委員 だから、現状の保育が、まったく市場メカニズムになっていないからです。

○白石主査 供給が追いつかないからです。

○大谷局長 だから、供給を増やす議論をしなければいけないということです。

○鈴木専門委員 だから必要な財源が増えるということなのですか。

○白石主査 その点では一緒ですね。供給をいかに増やすか。

○大谷局長 同じ財源でやったら、要するに、質を下げるか何かしないと均衡しません。

○鈴木専門委員 だから、質が下がるというのがよくわからない。

○義本課長 ですから、マーケットに任せれば市場が広がって供給が増えるという議論は私どもはおかしいと思っています。つまり、一定の質を確保して、しかも、結局、先ほど申しましたように、福祉ニーズが高い方もいらっしゃいますし、いろんな方を受け入れる

必要がございます。ですから、そこはやはり、どんな形にせよ、一定の財源を投入してパイを広げていくということをしていないことには、この問題は解消されないと思っています。ですから、先ほど鈴木委員おっしゃったように、どれぐらいの量的なものが必要なのかということ言えば、先ほど局長が申しましたように、先ほどの「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議の中においても、例えば、就労を継続していくということがあれば、待機児童の解消ということではなくて、絶対量を増やしていかないといけない。特に3歳未満の保育が足りない状況です。今、3歳未満については、対象人口の大体2割ぐらいのカバー率なんですけれども、フランスとかスウェーデンのように、少子化対策が成功し、保育をしっかりとやっているところについては大体4割程度とされています。ですから、そこは、就労を継続するという目標を立てて、具体的な数値で仮に試算した場合、どれぐらいの量的なものが必要なのか、あるいはそれに対してどれぐらいのお金が必要なのかということ計算したのが、先ほど局長から申しました7,700億円です。ですから、そういうふうな財源をまず政策論として提起し、その中で財源を確保して、私どもとしては取り組んでいきたいということを表明しております。

○松本委員 発想が全然おかしいと思うんだけど、戦後まもなくできた法律で、国が面倒見なければいけないという発想、あるいは質を確保しないといけないという発想自体がおかしくて、今、これだけ経済が成熟化して、民間企業だって国レベル以上のことができるような会社がいっぱいできています。だから、そんなものをいちいち国で質を保証せず、それならチェックする機関をつくってチェックすればいいだけの話で、国がわざわざ補助金をもって、こういう保育所をつくるのを担保しなければいけないとか、財源をどうしたこうした、そんなものは要らなくて、競争さえ生み出して、基準を弱めれば、質の良いものができるんです。質が悪いかどうかは、チェック機関や国でチェックすればいいだけの話で、基本的には自由な経済原則に任せれば、良いものはいくらでもできます。

1番の問題は、とにかく1万8,000人の待機児童がいるという、この問題をずっと解決できていないことであって、東京都でやっている認証保育所だって、保育士が60%いるだけでも良い質のものが保っている訳です。財源なんて要らないんですよ。そんなものよりも、制度として民間に任せるという発想をまず生み出すことが大事で、平成13年から今まで長期的に検討などというのはナンセンスもいいところで、問題は要するに、6年間放置しているということです。不作為の責任の方が大きいですよ。

○大谷局長 前提が全然違っているんじゃないでしょうか。市場原理で、旅館をつくるんならいいですよ。安い4人部屋で、4,000円でたくさん入る、高いお金のある人は良いのをつくらう、それはそれで結構です。保育所にもそういったことはあるんです。

○松本委員 それは利用者側が決めればいい話で、お上が決めるような話ではないですよ。

○大谷局長 そうではなくて、それは普通の市場の話で、社会保障の原理原則というのは、市場で満たされないことに対して、市場が満たされないニーズと、それから、その供給をするから必要性がある訳です。なぜかという、社会保障の原理原則というのは、必要性に応じて給付するんです。それで、能力に応じて負担するというのが基本的な原理です。例えば、医師、弁護士のカップルがいて、その方がすごく良い保育所に行きたいとします。現に東京にハイレベルの保育所がありますね。それは全然規制していません。そういう方が、自分はお金はあるし、良い保育所に行かせたい、それはどうぞ行ってくださいということですから、全然規制していないんですが、それほどの資力はないなり、そういった保育所はやはり高いということで、公的に担保しようということで、確かに松本さんが言われたみたいに、スタートラインとして保育所は低所得者対策という面があったんです。母親が働かなければいけない家というのは大抵貧しかったんです。今、そこは変わってきているので、そこはどう調整するかという議論はあって、今は、収入の高い人は高い保育料を払ってもらって、しかし、お子さんが保育というニーズがあるということに着目して、所得にかかわらず受け入れましょう、しかし、ご自身で手当てされる方は、別に強制も何もない、自由にやっていただいているということです。福祉は、自分では子どもの保育について、経済的にも負いきれない人から順番にチェックしていきますから、ニーズが1万人あっても、濃淡はある訳です。それに応じて、必要性の高い人、低所得の方はいっぱいおられますから、そういう方については優先的に入れるようなものをつくっていかねばいけない。その時に競争状態に置いて、ニーズはそこにもある訳ですから、そのレベルは当事者が決めるだろうという格好でやっていって本当にいいのかどうか。医療も似たような議論がありますけれども、そこは完全に競争に任せて、その中でマッチするから、その中で需給がバランスするだろうというのは、社会保障ではなかなか見受けられない。

○白石主査 私どもも実際いくつかからヒアリングをさせていただいたんですけれども、これはホームページで公開されているので是非ごらんいただきたいのですが、今の措置制度であっても、年収 2,000 万円以上で保育所に通わせている人はいます。

○義本課長 措置制度ではございません。

○草刈議長 措置ではないですか、これはまさに、措置の典型ですよ。

○白石主査 措置ですよ。措置が申込み制に変わったと言うんですが、依然として措置の発想は残っていますよ。

認可保育所に入れるご夫婦の中には年収 2,000 万以上で、公務員や弁護士のカップルがいて、そういう人たちが措置制度の中の認可保育所に行っている。本来、そういう方たち

は民間保育で高いお金を負担してお入りになればいいんです。今、低所得者のための社会保障制度であって、保育所制度だとおっしゃったんですが、では、今、全国にある認可保育所の中で、預けている世帯の所得階層が本来的な社会保障の目的に合致しているのかどうかというデータをお持ちですか。どれくらいの人たちが公的保育を受けて、その人たちは市場原理に委ねてもいいのに、依然として公的保育の中でサービスを受けているかどうかというデータをお出しいただきたいと思います。

○義本課長 階層別にどれくらいの世帯が利用しているかについては、データを出すことができます。それから、白石主査から値上げすればいいではないかというご議論がありましたけれども、ただ、考えていただきたいのは、202万人くらいの方が保育所を利用しておりますけれども、保護者はやはり若い世帯が多い訳ですので、可処分所得が非常に低い年齢でございます。しかも、年収で言うと300万～500万の層がいる。その層については、結局、もし仮に契約制度を導入すれば、応益負担になりますから値上げされます。ですから、1万、2万、月々に上がること自身が、それだけで本当に家計の負担が大きいという話があります。

○鈴木専門委員 それはまったくおかしいですよ。何度も繰り返し言っていますけれども、直接契約・直接補助方式は、世界的には所得格差の是正のために行われているので、まさに低所得層だとか、保育が必要な人たちに対して手厚く補助を出すということがピンポイントでできることがこの制度の利点なのです。

○義本課長 その前提としては、相当な規模の財源をちゃんと投入しているということが前提だと思います。

○鈴木専門委員 どうしてそういうことになるんですか。ニュートラル、財政中立的でないではないですか。低所得者はピンポイントで行い、他が減ればいい訳でしょう。

○義本課長 低所得者といっても、生活保護世帯もそうなんですけれども、いわゆる普通の若い層であれば、所得は300万～500万の層で、例えば月々の2万円なり3万円の保育料を納めるだけでも大変だというような世帯が、その中においてかなり多くの部分を占めておる訳であります。

○鈴木専門委員 だから、生活保護世帯に対して直接補助すればいいのではないですか。

○義本課長 生活保護世帯といっても、結局、利用する世帯の中においてどれくらいいるかということ、大半はそれに該当しない人が多い訳です。

○鈴木専門委員 そんなに多くないです。その上の世帯の方が多いです。それは私はよく知っています。

○義本課長 その層自身が、生活保護は受けないにしても、所得がそんなに多くない。結局、家計に対する負担が非常に大きい訳ですので、1万円、2万円、月に上がるだけでもですね。

○鈴木専門委員 応能負担でやっていることを、直接補助方式でまったく同じことができますと申し上げているんです。

○義本課長 よく理解できません。

○白石主査 それと、さっき局長が、数が増えていけば質が下がるとおっしゃったんですけども。

○大谷局長 同じ枠の予算です。

○白石主査 例えば、東京都の認証保育所などではもう既に1万人もの子どもたちが過ごしているんですね。380か所以上。こういうところで数が増えていて、果たして質的に下がっているかというところではなくて、利用者の中には相当高い評価を下している方もいるんですね。直接契約をやっているところについて、まず実態調査をされて、直接契約で何ら問題点が生じていないということが実証できれば、これに踏み切ってもいいんじゃないでしょうか。

○大谷局長 それは前提が随分違っていて、東京都で17万人ぐらい保育されていて、16万は認可保育所が入っていて、残る1万が、確かにそこでご満足の方もいるけれども、ウェイティングで入っている方が相当多い訳です。

○白石主査 それは16万が増えていかないからですね。

○大谷局長 増えているんです。増えているが、追いつかないからです。

○白石主査 待機児童の受け皿になっている訳です。

○大谷局長 そのウェイティングの人がぎりぎり満足しておられるけれども、本当に満

足の方があるかもしれませんが、我々が承知している限りは、早く認可保育所に移りたいというご意向を聞いているので、認可保育所がむしろ前提にあつて、認可保育所にみんななつてほしいというのはあまり聞きません。

○白石主査 それは安いからでしょう。移りたいというのは、認証保育所に比べて認可保育所が安いからだと思います。

○大谷局長 いえ、安いだけではないと思います。

○義本課長 例えば、園庭がちゃんとあるとか、スペースにしましても、ある認証保育所に行きますと、雨の日になると、子どもたち自身がそこに寝かされていて、保育士が通る場もないとか、そういうふうな劣悪な環境があつて、両方比べてみたら、やはり保護者の立場からすると認可保育所がいいという、多くの声を聞きます。

○松本委員 そんな完璧なところでなくても、待機させられている人から見たら、庭がなくたって、とにかく預けたいというニーズがある訳です。

○大谷局長 だから、完璧でなくても、ウェイティングで入っている訳です。それはそのとおりなんですけど、それで、むしろ全体を敷衍するというのは、我々、福祉の立場からしたら、ちょっとなかなか。

○鈴木専門委員 おそらく完全な比較は難しいと思いますけれども、認証保育所の他に、それ以上の条件で比較できる場所はあるのですか。直接契約の検証をやると書いていますけれども。

○義本課長 それから、もう1つ、東京都で言えば、私ども、これはちょっと東京都の方にも考えていただきたいんですけれども、定員の弾力化について。

○鈴木専門委員 ご質問に答えていただけますか。認証保育所以上に直接契約の比較をする対象としてふさわしい場所はあるのですか、検証するに当たって。

○義本課長 今は認定こども園です。ここは規制改革推進のための3か年計画でも出させていただいていますけれども、その数については、これから増やしていくようにやらないといけないと思っています。

○鈴木専門委員 認定こども園が少ない状況では検証できないですね。どうするのですか。

○白石主査 前回来られた時に、認定こども園は少ないので検証に価しないとおっしゃっていませんでしたか。

○鈴木専門委員 おっしゃってましたね。答申案文に対する厚労省の修正案にも書いてあります。

○義本課長 先ほど局長が申しあげましたように、結局、認可保育所的前提があって、それを補完する形で認証保育所が今、都の場合、ある訳です。ですから、認証保育所を取り出して、その部分を検証したとしてもですね。

○鈴木専門委員 ご質問に早く答えていただけますか。認定こども園で検証ができるんですかとお聞きしているんです。

○義本課長 認定こども園はできると思います。ただ、白石主査もおっしゃったように、数的にはこれから増やしていかないといけませんから、現状においてそれを判断する材料にはならないということです。

○鈴木専門委員 では、どれぐらいの数だと検証ができるんですか。逆にご質問します。

○義本課長 ですから、その地域である程度、認定こども園が出てきていないと、それはやはり難しい点はあると思います。ただ、そこは、閣議決定でもされているところですから、私どもとしては、その設置の促進、普及に努めていかないといけない。それは別問題で考えています。

○白石主査 母集団としてどのぐらい必要なのですか。認定こども園と認証保育所の検証をされる上では。

○義本課長 全体の数が全国的にどうかという問題もそうですけれども、地域単位でどれぐらいの認定こども園を認めているか、広がっているという話ですね。

○鈴木専門委員 前回の会合で、全国的には1,000ぐらいだとおっしゃっていたと思います。当初の目標数ですね。

○義本課長 どれぐらいの施設が認定こども園に変わるかというところについての数字として1,000という数は挙げました。今は、認定を希望しているところをカウントした数と

しては、20年度以降も含めて2,000ぐらいあるということです。

○鈴木専門委員　それが決まらないと検証できないのではないですか。いつまで経っても、時期尚早である、数が少ないので検証はできませんというお話なので、一体いくらならば検証ができるのかをお聞きしたいんです。認証保育所ではできなくて、認定こども園でやるということであれば、それがいつぐらいになるのかということと、いくつだったらやるのかということをお聞きしたいんです。

○義本課長　先ほどの話の繰り返しになりますけれども、各県で相当程度やっていただかないといけないというのがまずあると思います。その数が何千とかいう数字をお示しすることはできないと思います。それと、あともう1つは。

○鈴木専門委員　数でなくて結構です。条件でいいです。どれぐらいが十分な条件になるんですか。

○義本課長　地域単位において、やはりある程度の数が、結局、増やしていないといけないということですね。

○鈴木専門委員　地域単位で結構です。それがどれぐらいの単位になるかをお聞きしているんです。あるいはその判断の基準をお聞きしているんです。

○義本課長　具体的にどういう基準かというのは、定量的な話はなかなかできないと思います。ただ、逆にそれが判断できるような形での数が、その市町村なり地域単位である程度ないとできません。

○鈴木専門委員　それはいつぐらいになったら、そういうことになるんですか。もう平成13年から待っているんです。

○義本課長　認定こども園ができましたのは昨年からです。

○鈴木専門委員　検証という意味では平成13年から待っているという意味ですが、いつになったらできるんですか、それは。あまりにもそれが遅れるようであれば、認証保育所でやっただけですかと申ししているのです。

○義本課長　数は確かにまだ限定的ですけれども、来年以降、これからかなり増えていく数がありますから、その状況を見る形の検証というのはできていくと思うんです。

○鈴木専門委員 それは結構なんです。増えていくのは結構ですけども、だから、それがどれぐらいになったら検証に足る数になるんですかとお聞きしているんです。

○義本課長 それは今の段階で、予断を許さない議論ですから、そこは断定できないですね。

○鈴木専門委員 それができないのであれば、認証保育所で議論したらいかがですかと言っているんです。

○松本委員 これは不作為もいいところで、平成 13 年からずっと長期的に検討というのは、やらないということではないですか。そうではなくて、いついつまでにやりますよというのが普通のやり方ではないんですか。

○草刈議長 今年はもう、長期的云々のこの繰り返しは絶対に受けませんよ。なめていますよ、国民を。

○白石主査 これだけ少子化対策や、家族や子育てを応援するという機運が盛り上がって、待機児童も本当は 2002 年から基準が変わっていますけれども、潜在的な待機児を入れると、今の 1 万 8,000 という数よりもっとたくさんいます。

○大谷局長 ですから、さっきも申しましたように、7,700 億円相当ぐらいのニーズがおそらく潜在的にはあるだろうというのは申し上げたとおりなんです。

○白石主査 ですけども、財源の話を、なぜ、この制度改革と、より良いサービスとかサービスの多様性を生むような制度とを一体的にお考えにならなくてはいけないんでしょうか。

○松本委員 まず、制度ありきでしょう。制度を考える。財源は後の話です。

○義本課長 同じ繰り返しになりますけれども、結局、なぜ財源が必要かというところ、各地域地域で希望する方が入るだけの供給量が確保されないといけない。しかも、ちゃんとした質を確保しないとけないといふところから始まっている訳ですね。結局、その前提が、確かに今の状況においては、需給のバランスが取れていない、そこは解消しないとけないという話です。ただ、私どもの考えとしては、繰り返しになりますけれども、それを直接契約・直接補助という形で、市場原理、マーケットに任せれば、それがうまくいって供

給が増えるかとなると、私どもとしては違う考え方を持っているということでございます。

○草刈議長 極めて限定された財源だというのはわかります。そのうちのそれなりの部分をエンカレッジするような形で民活をするという方法論だってあるのではないのでしょうか。それを全部、7,000 何百億円よこせと言っても、ああ、そうですかという訳にはいかないです。その部分を、要するに、民間の施設を質的にも確保する前提でどんどんやっていくとか、どうしてそういう発想にならないのですか。お話を聞いていると、全部自分たちでやらなければ気が済まない。私は、だから措置だと言っているのです。

○松本委員 だから、お上でコントロールするという発想があり過ぎてしまうんだと思うよ。

○大谷局長 質が担保できなかった時に、死んだり、けが人が出たら、それはその時の判断がまた問われます。規制緩和して、我々がその時に判断を誤ったことは必ずまた行政に返ってくるんです。

○白石主査 今の制度の中でも死んだり、けが人は出ています。

○大谷局長 なお出たらどうしますか。その時の判断が問われる訳です。

○白石主査 なお出るかどうか、わからないではないですか。それは契約とか保険の中で手当てするべきものです。

○大谷局長 わからないからやってみろという立場の方はそれでよいでしょうが、事故が起こった時に行政は常に責任を問われる立場にあるから、質の確保には責任持たざるを得ないんです。

○白石主査 例えば、直接契約を認めれば、横浜でやったように、多くの保育所を公的なものから社会福祉法人に民間参入の動きが出てきて、保育所1か所当たりの運営コストをいかに安くするかというベクトルが働くと思うんです。

○大谷局長 それは今でも同じコストの中で、株式会社も入ってコスト競争をされたりしています。それがまた父母や団体からいろいろ注文を受けています。

○白石主査 なぜそれをメインストリームにされようとしらないんですか。

○大谷局長 それはいいですよ。民間施設が経営効率を高めておられることは、全然我々はそのところは拒否してなくて、ただ、入り口のところで、例えば、バウチャーは持ってても、入る施設が近くにないとか、それは供給が追いつかないと。

○白石主査 バウチャーも誤解していらっしゃると思うんですけども、バウチャーはすべて均等に配るのではなくて、差をつけるとか、バウチャーを使う上での条件を規定することはできるのです。

○大谷局長 それはあると思います。

○翁委員 認可保育所はどうして利用者の方を向いたサービスということを考えないんですか。結局、サービス向上のインセンティブをつけるというのは、利用者にどういうふうに評価されるかということが非常に重要な訳ですね。市町村の方を向いて仕事をするのではなく、むしろ利用者の方を向いてサービスの向上をしていただきたい。その1つのツールが直接契約という考え方なんです。そういう考え方をご検討いただきたい。利用者のために質を向上させるインセンティブを入れていただく1つの方策として、こういうことを考えていただきたいということなのです。

○大谷局長 そういうことであろうかと思って、我々はそのところはわからない訳ではないんです。ただ、今、言いました供給の中で、どうやって競争力を高めるかということになると、これはかつて制度改正をして、保護者の方が、保育所についてはあそこが良い、ここが良いと、今、チョイスできている訳です。それで優先順位なり人気なりがはっきり出てきている訳です。

○白石主査 チョイスはできないでしょう。一応、3つぐらい希望は書けますけれども、それが現実的にチョイスできているとは言えない。

○大谷局長 チョイス、そういう意味ではありません。失礼。そういう意味で、保育所間に競争が生じないということではなくて、やはり保護者がどこを高く買っているかなどをわかるようにして、供給側にも、サービスを高めて評判良くなりたいというような要素は何か入れようとはしているんです。

○鈴木専門委員 それを進めたらいい。

○大谷局長 そこはやっているんです。

○鈴木専門委員 だから、もっと進めたらいいと思うんです。

○大谷局長 ただ、究極的にそれで、完全に直接契約までいくというのは、段階としては究極の姿だと思うんですけども、今はまだそこまでいけないから、保護者が保育所を選ぶように、そういう制度改正して、そこは1歩前進はさせている訳です。

○翁委員 園長先生にもっと権限を移譲して、よりサービスの質を向上できるような仕組みにすれば、より利用者からの選択によって質は向上していくはずだと思うんです。

○大谷局長 園が自分たち独自で付加的なサービスを提供して、その分コストがかかったら、利用者から負担をもっと取るということは負担は禁止していないんで、それは止めていないです。

○義本課長 それから、情報提供をしっかりとやるということは法律上、義務づけられています。それから、都でも始まっていますが、全国的に第三者評価をちゃんと入れて、外からの目を見てどうなのかということをして、それをオープンにしていこうということにしています。翁委員の問題意識は、私どもとしてもしっかりと、そこは利用者の立場、むしろインセンティブを高めていくということはやらなければいけないと思います。

○白石主査 ただ、第三者評価なども、この間、新聞で取り上げられていたように、費用負担がありますし、やっているところは、民間事業者とか、社福の一部なんです。もし、こういう制度を入れれば、もっと選んでいただくための努力で情報開示が進むと思うんです。翁さんがご心配なさっているようなことが同時並行的に進んでいくと思うんです。そのためにやはり直接契約をやって、供給を増やすとともに競争意識を高めて、利用者側の選択に資するような情報提供をやっていける。この直接契約というのは、いろいろある問題を一举に解決できる方策だと思うんですね。

○義本課長 直接契約をやったら供給が増えるというふうなことになるかどうかです。

○白石主査 増えます。なぜ増えないと言えますか。

○義本課長 例えば、幼稚園というのは直接契約を取っていますけれども、別にそれによって供給マーケットが増えている訳ではありません。

○白石主査 それは子どもが減っているからです。高校生でもわかりますよ。

○大谷局長 保育所も子どもは減っているけれども、ニーズが増えていますから、やはりそれは。

○白石主査 いえ、それは働く女性が増えているからですよ、申し訳ないですけども。

○大谷局長 だから、いろんな要素があって決まるんでね。

○松本委員 時代が変わっているからね、今。働く女性が増えているのだから、保育所に対するニーズが増えているのは当たり前であって。

○鈴木専門委員 直接契約の議論は、私は、ここでもう一度することになるとは思っていませんでした。これまで我々はずっとメリットをお話しして、それに対して反論をいただいていたんです。例えば、厚労省は、直接契約によって低所得者が見られなくなるとか、市町村の監督権限が弱くなるのではないかと、つい前々回まで反論いただいていた、それに対して、我々はそうではないんだということをご説明してきたんですけども、この答申案文の修正から厚労省から一切反論というのはなくなりました。大体、我々の書いているとおりに案文を踏襲いただいている状況から見て、私は、これはほとんどメリットについては厚労省にもやっとなご理解いただいたのではないかと考えていたんです。

○義本課長 結局、案文をどう調整するかの段階ですから、詳しい理由は説明していませんけれども、問題意識は変わっていません。

○鈴木専門委員 それならそう書いておいていただけないでしょうか。これだと認めていただいているというふうに理解できるんです。

○義本課長 例えば、いただいた2次案文の中で、「低所得者層や虐待児等配慮や緊急的対応を要するケースについては、直接契約・直接補助の枠内で、補助の金額を変える等して十分に対処可能」といただいています。私ども、現場の実態を考えますと、例えば、障害児の保育は今、非常に受入れが増えています。障害児保育というのは、鈴木委員も既にご案内かもしれませんが、手帳を持って認定される方というのはいらっしゃいますけれども、それほどではなく、多くは軽度発達障害、保護者自身が障害を認めることができないという立場の方が多いい訳です。ですから、非常に手間暇かかって手厚いケアが必要ですし、単に補助金の金額を上げるということではなくて、やはりしっかりした行政の関与がないことには、これはうまくいかないと思っています。

○鈴木専門委員 それは否定していません。それはやっていただいて結構なんです。

○義本課長　ですから、そこはかなり現場の議論をですね。

○鈴木専門委員　我々は障害者の話をしているのではないんです。障害者は行政の直接関与をしていただいて結構なんです。

○義本課長　ただ、ここで書いてあることで判断する以上は、補助金の金額を変えて、市場原理に任せればいいという話ですけれども、やはり私どもとしては、前々からお話していますように、公的な保育という形で、市町村が実施責任を持ってしっかり関与していくことが必要だと考えています。

○鈴木専門委員　金額だけの話ではないですね。これはポイントの話も全部入っているので、それはもうご説明しているんですけれどもね。

○義本課長　ただ、この文章からはなかなか読み取れないということですね。

○鈴木専門委員　いちいちそういうふうに言っていたら、ちゃんにご説明できますので、書かれないでいると理解されたというふうに受け止めます。

○義本課長　ただ、結論として、私どもとしては、局長が冒頭申し上げましたように、可否について、認定こども園の実施状況を見ながら長期的な検討をするということについてのスタンスは、昨年から1年ありましたけれども基本的に状況の変化はないと思っています。

○鈴木専門委員　そんなことは聞いていないです。これについて理解をされているのかと聞いているんです。スタンスの話は、検討するにしたって、ものすごく反対の立場から検討するのか、それとも直接契約・直接補助について理解をした上で検討するのかでは全然違いますので、そこはいかがですか。

○義本課長　ですから、議論は私ども否定している訳ではありません。

○鈴木専門委員　少なくとも反対ではないということですか。

○義本課長　財源を確保するとか、あるいは政治的な全体のことを議論した上で考えないといけない。ですから、タイムフレームにしましても、いついつまでに結論を出すとかいう話ではありません。

○白石主査 なぜ全体でやろうとされるのでしょうか。できるところからおやりにならないんですか。

○松本委員 発想がまったく間違っている。今、問題があるのをどう解決するかということをもっと考えなかったら、ずっと不作為で、長期的検討、いつまでやるの。

○鈴木専門委員 一般論として、いろんな計画というのは、まず先にそれを立てて、財源がつくかどうかはその後の話なのではないですか。

○大谷局長 不作為とか言われるとちょっと心外なんですけど、今日のスタートラインというのは、今年の6月に閣議決定された3か年計画で一体的導入、こういうことについて長期的検討するという、6月のスタンドポイントがあります。今、半年経って、私どもはこの半年間にそれを検討するための前提として、重点戦略検討会議を開き、これは財界の方も入っていただく、政府全体でやって、与党も認知してやっている訳ですが、この半年間、進めている訳です。ですから、この半年間で進め方が遅かったら、もうそれが不作為だと言われても、スタンドポイントはこの6月です。

○白石主査 平成13年度から申し上げている。

○草刈議長 ちょっと言っておきますが、例えば、何か計画を立てますね、企業なら企業で。こういうことをやるという目標を立てる。それに向かってみんなでいろいろ考えたり、調査したりします。その時に長期的にという言葉で会社の場合は収まらないのですね。つまり、いつまでにきちっとやるという目標を立てて、例えば、1年後とか2年後とか、そういうタイムリミットを自分でつくってやらないと、何も進まない。事実、平成13年から6年間、長期的、長期的と、お経を聞いているのではないですからね。もういい加減にしてくださいよ、そこは。

○大谷局長 6年経っても結論が出ないということが事の難しさなんですよ。

○草刈議長 いつまでやっても、できなければしょうがないで済ませるのですか。

○大谷局長 そうは言いませんけれども。

○草刈議長 では、きちんと立ててくださいよ。

○大谷局長 これは政府与党も合意した上で1回閣議決定されている訳です。その時はそれなりに議論があった結果、与党もみんな合意して、スタンプポイントをつくっている訳ですから、今日はそれに立脚して来ている訳です。

○草刈議長 ですけれども、認定こども園もできて半年ぐらい経ちました。そうすると、大体状況もおぼろげながらわかってきますね。そういう中で、少しずつ物事が動いているのだとすれば、さきほどおっしゃったように、お金の問題も迫力を出すように。6月はそうだったかもしれないけれども、もうそろそろきちっと、いつまでにというのを明確にすべきではないでしょうか。主査がうんと言っても私は言いませんから。考えてください。私ははっきり言うておきます。

○白石主査 私も言いません。ここは是非もう1度、認証保育所も増えていることですし。

○義本課長 ちょっとよろしいでしょうか。長期的な検討と、こういうふうに来た理由として、やはり財政の問題を抜きにしてこの問題は解決できないということも、規制改革会議側もお認めいただいていることだと思うんです。契約性の問題だけではなくてですね。その証拠に、ここでもご提議いただいていますけれども、例えば、財源の確保として、税だけではなくて保険を導入してはどうかとか、ご議論いただいている訳です。

○白石主査 それも含めてご検討いただきたいと申し上げているのです。

○義本課長 やはり議論としては、供給を確保して、そのために財源もしっかり取った上で制度改革が必要ではないかというご議論を提起されているから、逆に長期的な検討になったというふうに私どもは理解しております。

○白石主査 財源も含めて検討していくことは必要ですけれども、財源が取れてから検討しろとは申し上げていないと思います。そんなことは書いていません。

○松本委員 永遠に何もできないよ。

○白石主査 時間がないので、次にいきたいと思いますが、今の議論を経ても、なお私どもとしてはこれを認める訳にいかないと思いますので、12月初旬に予定されております公開討論を含めてどうするか考えさせていただきたいと思います。

次に、「保育に欠ける」要件の見直しでございますけれども、私も2人の子どもを保育園で育てまして、翁委員もそうですけれども、昭和22年にできた「保育に欠ける」といった内容や、ここに書かれている施行規則の中の条文がいかにも今の実態に合っていないと

思うのでございますが、これについてはいかがでございましょう。児童福祉法の見直し、施行規則の見直しを含めてお考えいただきたいという気持ちでおります。

○大谷局長 これは、今、おっしゃったみたいに、当時の要件を設定したころから、就労の状況とか、家族の状況、あるいは所得、いろいろ変わってきていますので、その時どきにどういうお子さんを保育の対象にするかということは動くと思うんです。今のままで要件を狭めるか緩めるか、両方あると思うんですけれども、少子化で、女性の就労を支援しようという時に対象を狭めますと、これはおそらくそんな方向には舵は切れない。そうすると、対象者を広げるということになると思います。さっき言いました、対象者を広げる時には供給がバックアップしなければいけないんで、またさっきの議論に戻ってしまうんですけれども、それはやはり財政的に供給を増やす必要がある。全部民間にお願いしますというふうになればいいですけれども、高級な保育所は今いっぱいありますから、民間につくってください、事業所内保育施設をつくってください、これもあるんですが、やはりどうしても認可保育所に行きたいという層を吸収しなければいけないから、「保育に欠ける」要件をどういうふうにするかということは、そのために必要な供給量に影響してくるので、そういう意味で、またさっきの財源論に戻ってしまう訳ですね。

○鈴木専門委員 最終的に財源を確保すべきだということはおそらくそうだと思いますけれども、「保育に欠ける」要件について問題であるかどうか、検討、検証することは先にできる訳ですね。問題であるから財源確保に向けて努力するという議論ですが、そういう意味では、「保育に欠ける」要件が、現状では非常に問題であるという認識は共有しているということではよろしいのでしょうか。

○大谷局長 現状で問題があるとは。

○鈴木専門委員 例えば、昭和 20 年代から変わらない訳ですね。「保育に欠ける」要件が、保育ニーズがあるということと、だんだんずれてきている訳です。そういう問題があることはご認識されているんですか。

○義本課長 ですから、就労の状況ですとか家庭の状況が変わりまして、保育所の受け手、対象自身が変わってきているということをご指摘のとおりだと思っています。ただ、「欠ける」要件自身は、翁委員がいろんな機会でご提議いただきましたように、言葉が持っているネガティブな印象をどうするかという問題を抜きにして、自治体の運用の中においては、かなり弾力的に運用し、いろいろな子を受け入れているという状況があります。ですから、規制改革会議がご指摘されていますように、必要に応じて見直すとかいうふうな考え方は、それは議論としてあると思います。ただ、これは、先ほどから申し上げていますように、

結局、対象を拡大する話になりますので、結局、先ほどの議論になります。

○鈴木専門委員 前の話です。対象を拡大するということは認めるということになるんですよ。「保育に欠ける」要件というのが問題であるのご認識していただいていることになります。

○義本課長 議論としては、ですから、先ほどの直接契約・直接補助の問題と同じで、結局、ここは一体、総合的に議論しないといけないと思っています。

○鈴木専門委員 財源の話は一体ですけれども、テーマはまったく別でしょう。「保育に欠ける」要件と直接契約と何の関係があるんですか。

○大谷局長 重点戦略検討会議で、これは保育の専門家も、勿論、経済人もみんな入って議論している中で、保育の要件を将来どうあるべきかという議論は現にやっています、例えば、今、「保育に欠ける」というのは、もっぱら就労の理由で、お子さんに十分な保育ができないという1点でやっている訳です。そこを例えば限局的に解釈すれば、お金持ちは除外するということで「保育に欠ける」を狭めることもできます。その要件の設定の仕方です。逆に、働いていようがいまいが、保育を求める人にはすべて提供しましょうというふうに広げていくこともできます。

○鈴木専門委員 極端な話ですけれどもね。

○大谷局長 すごく幅があって、その設定の仕方によっては財源の性格も変わってくるでしょう。求める人には全部与えるということになると、これは福祉でやる手当てではなくて、むしろ一般的な児童手当に近いんでしょうが、子育てにはコストが要る。これは公費でみんな持ちましょうということでも補てんしていく。そうなった場合に、現金給付して、あとは自分でサービス買ってくださいという方法もあれば、施設を提供するという考え方もあるということで、それはどういう人を対象に、今後の少子化対策の中で、児童手当を含めて、その在り方を検討する必要があるというのは、政府部内でこの数か月ずっとやってきているんで、決して放置している訳ではないんですが、その中で、絞ることはおそらく、今、言ったようにできないと思うんです。広げる場合には、財源の性格も含めて、どういうやり方があるのか。金がないということだけではないのですよ。

○白石主査 私どもの主張を整理させていただいてお話ししたいと思うんですが、まず、「保育に欠ける」というこの表現が、さきほどおっしゃったようにネガティブであるということと、保育園に行っている子どもたちにとって、ちょっと侮蔑的であるということか

ら、「保育に欠ける」という表現を変えてほしいということ。また、施行令の中で、「昼間労働することを常態としている」とあります。今は就労が多様化して、何も昼間だけではないし、常態だけではないので、ここももう少しフレキシブルにしていきたいということ。当然、児童福祉法と施行令は関連してくると思うんですけども、まず、1つ目の「保育に欠ける」についてお伺いしたいんですが、ここの表現を変えることについてはいかがでしょうか。「保育を必要とする」などに変えるということですか。

○大谷局長 定義は同じで表現を変えるという意味ですか。対象、名称だけの問題かどうか。

○白石主査 はい。

○松本委員 言い方が差別用語的ですね。私もこれを読んだ時、「欠ける」とは何なのだろうと違和感を覚えました。

○白石主査 親はいるんですからね。

○松本委員 異常な感じだよね。「欠ける」と言うこと自体。

○草刈議長 今のお話に追加して言わせてもらおうと、これは昭和 22 年につくった法律で書いてあるんですね。それはご存知ですね。「保育に欠ける」とはどういう意味かという解説が政令であって、最初は、昼間労働することを常態としている。この昭和 22 年の時点では、これはあまり普通の状態ではなくて、かわいそうに母親も働かなくてはいけなかった時代の表現です。次に、妊娠中、出産間もない。3番目は、病気にかかったり、あるいは精神もしくは体に障害がある。4番目は、同居の親族を常時介護している。それから、災害に遭ったとか、いろいろ書いてあるんですね。これは、要すれば、例外的なかわいそうな家庭の方々を何とかしましょうというのが1番。2、3、4、5、これは全部臨時的な、あるいは何かハプニングとして起こった時に保育しましょうと、こう言っているのです。ところが、もうご存知、釈迦に説法ではありますが、要するに、そういうものを措置するという時代から、今日の多様な生活実態、それから、労働市場における女性のニーズの急速な高まりと、これはご理解いただけますね。そういう時代への対応としての保育というのがそもそものコンセプトですから、コンセプトがまったく変わってしまっている訳です。それがまさに保育に期待される喫緊の課題だと考えてみると、「欠ける」というコンセプトは葬り去るべき時代ではないですかということをお願いしたい。こういうものを法律で残しておくのは非常に問題があるのではないかと。つまり、例外的、あるいは臨時的な措置としてではなくて、重要な社会的基盤である保育を整備していくことがその目的では

ないかと思うので、そのところで法律そのものを変えていくという作業が必要ではないですか。

○大谷局長 保育一般法であれば、保育の考え方を整理して、あり得ると思うんです。ただ、これは児童福祉法という法律ですから、公費で、税金でファイナンスしなければいけない対象は何か、それについてのものを決めているので、一般的に必要な方のための、保育センター、いろんなものをつくることは全然止めていない訳ですが、公費を税金で投入してもバックアップしなければならぬ対象は何かということを決めているので、別法をつくるなら別ですが、保育一般の指針を。

○草刈議長 私は別法をつくった方がいいと思いますが、それは置いておいて。現状と、22年のシチュエーションとの乖離から考えて、「保育に欠ける」という言葉を使うのはかなり問題がありますよ。それはもうおわかりですよ。

○大谷局長 対象の問題はちょっと議論があると思います。どういう方を公費で対象として処遇をすべきかというのは議論があって、あとは言語の感覚の、もし対象を変えるのであれば、思想も全部、制度が変わってきますから、今おっしゃったみたいに、変わったものを全部、さっき、草刈議長のご不在中に言いましたけれども、保育を求める人には全部提供するというふうな制度をつくったとしたら、それは財源も制度も違うものになってくる。福祉法ではなくなってきますから。そういう意味で、ここはまだ福祉法の中なので、対象をどうするかという議論が1つ。その中に、語感の問題は確かにちょっとご指摘があって、なかなか難しい問題で、確かに「欠ける」ということをどうとらえるかですね。ただ、客観的に見たら、税金で公的に支援しなければいけない対象は何かという線引きはやはりしなければなりません。

○草刈議長 けれども、社会的に活躍されている方がもう1人子どもを生めば、また保育園が必要になってきます。その人たちは保育に「欠ける」のですかね。違いますね。

○大谷局長 その子どもさんの状態が、例えば、両親が、その親御さんと同居していて、世話する人は保育に欠けないし、あるいは両親が自分で近所に、まったく民間の、公的でないナーサリーに入れられたら、これも欠けない訳ですから、客観的に、そのお子さんが保育する者がいない状態に置かれているかということを見ている訳です。

○白石主査 でも、24時間いる中で、保育所に預けている時間は7～8時間ですよ。

○翁委員 それに、共稼ぎモデルをこれから標準にしていこうという時代に、その共稼ぎ

モデルは確実に保育園にお世話になるんですね。その標準的な家庭を「保育に欠ける」と言うのは、全体の社会保障の考え方としても整合性が合わないです。

○大谷局長 「欠ける」という語感ですね。対象をどうするかという議論。

○翁委員 そういう時代になってきているということではないですか。

○大谷局長 さっき言いましたみたいに、就労のニーズを全部くみ取って、ゼロ～3歳児で広がっていくというふうに言っているので、対象を狭めようという感じではないんです。

○鈴木専門委員 今、お話ししているのは名称の話です。

○白石主査 まず1点目は、名称です。

○翁委員 男女共同参画で、共稼ぎモデルがこれからの当たり前になってきているということ。

○草刈議長 だとすれば、この表現は非常に不適切であって、もっと言ってしまえば、非常に侮蔑的ですね。この人たちをばかにしているんですよ。そうでしょう。

○松本委員 世間の常識と違っているよね、認識が。普通から見たら異常ですよ、この表現は。

○義本課長 児童福祉法上は、手元にありませんけれども、日々、日中の状態において保護者が養育することができない状態を「保育に欠ける」と言っていますので、確かに用語自身をどうするかという問題はありますけれども、例えば障害の關係のポリティカリーコレクトの表現をどうするかという話と同列に議論して、良い表現があるかどうかとなると、先ほど局長が申し上げましたように、対象の問題につながってきますので、なかなか技術的に難しいところがあるかなと思っています。

○草刈議長 あなた方の考え方は、保育は家であるものがあるのですよね。

○大谷局長 そんなものはないです。

○草刈議長 そうでしょう。だから「欠けている」と言うことでご満足な訳ではないですか。

○大谷局長 そんな関係でやっていないですから。

○草刈議長 それなら変えるべきですよ。

○大谷局長 ただ、語感の問題と対象の問題を申し上げている。

○草刈議長 みんなそう思っていますよ。もし、そうではないとおっしゃるんなら。失礼千万です。

○大谷局長 そういうことは全然申し上げていないです。

○草刈議長 思っていなくても、厚労省というのはそういうものだと思ってしまう。

○大谷局長 少しでも対象を広げよう、と私は申し上げているんで、何か狭めてなどというのはまったくないです。

○白石主査 さきほど局長が、これはちょっと、そう言われてみればそうかなというニュアンスでおっしゃったんですが、ということは、検討に値すると理解してよろしゅうございますか。名称を検討していただくということ。

○松本委員 「保育を必要とする」など、普通の表現でいいではないですか。何で「欠ける」とか、そんな変な単語を使わなければいけないんですか。

○草刈議長 保育は家でするものだというコンセプトがあるから「欠ける」のですよね。

○義本課長 結局、形式的に名前を変えて、対象も変わらないではなくて、松本委員がおっしゃったような形で「必要とする」となると、どうしても対象の範囲が違ってくる。

○白石主査 だから、なぜそこで一緒に考えるんですか。

○草刈議長 要するに、官の立場で考えてしまって、消費者の立場で全然考えていませんよね。これを知ったら、みんな激怒します。

○松本委員 あなたたちの論理で話しているの、すべて。供給者サイドの立場でしか考えていない。税金を使っているんだから、消費者サイドに立場に立たなかったら官庁なんて

要らないですよ。あなたたちが偉いのではないのだから。公僕でしょう。公僕だったら、消費者のことを考えなければ。

○草刈議長 とにかく厚生労働省は自分たちが支配して、お前たちにくれてやっているのだという思想が見え見えになってしまうのですよ。せめてこのぐらい直したらどうですかと言っているのです。

○松本委員 このぐらいのことを直せないんだったら何も直せないですよ。

○大谷局長 対象の範囲は置いておいて、語感がやはり良くないということでしょうか。

○白石主査 対象の範囲も変えていただきたい。例えば、さっき義本さんは、自治体でもっと柔軟に運用していらっしゃるとおっしゃったんですけれども、そうすると、施行令があったとしても、これは単に定めてあるだけで、運用上はこれと合致していないということですね。そうしたら、実態に即してこれも変えていただく方がいいんじゃないですか。

○義本課長 前に文書でお答えしましたように、例えば、就労を前提にしていなくても、求職している方ですとか、自分の生涯学習のために勉強して大学に行っている方自身も対象にするということを条例で定めるというふうなやり方をしているところがあるということをおっしゃっている訳です。ですから、そこは、語感の問題を置いておいて、運用上の問題としては、自治体の方で實際上、それによって行きたい人が行けないとか、そういう形で縛っていることはないということをおっしゃっている訳です。

○白石主査 だから、それもおかしなことで、なぜ自治体が条例でそれをつくらなければいけないかという、これに準拠していれば、そういう人たちを見られないからでしょう。だから、本則そのものをもっと柔軟な形、現代的な形に見直していただいて、それに合わせて表現を変えていただく。「保育を必要とする」というふうに、働く女性にとって悲観的なニュアンスを含まないようなものに変えていただきたいということなのです。

○義本課長 多分、いただいた提案の中においても、この「欠ける」というところのセクションと、要保育度という形で設定して、それによって利用料、上限を決めてやるということは多分、同じ発想で考えておられると思います。ですから、そこは逆に言うと、制度全体の改革の検討と多分これはつながってくる話だと私どもは認識しています。

○白石主査 そちらも是非やっていただいたら。

○鈴木専門委員 だから、名称の変更は名称の変更でして、対象の変更はまたそれと切り分けて検討いただくのがいいのではないですか。

○義本課長 形式と実質がつながっている話なんですね。

○白石主査 だから、検討が必要だと思われているんでしたら、長期的になどとおっしゃらずに、できるところから検討を進めていただく方が私は現実的だと思います。

○鈴木専門委員 それから、対象の検討というのはどれぐらい今、作業として進まれているんですか。「保育に欠ける」の対象の変更ですね。変更と言うか、対象を広げるとか狭める、狭めることはないとおっしゃっていましたがけれども、どういうふうに変えるべきかという議論は。

○大谷局長 これは今、重点戦略検討会議の中で、税制の動向も含め、税、財政、それから、制度を一体的に検討していこうというふうに言っているので、これは政府全体、まだその期限がかけていない訳です。

○草刈議長 今、言われた会議のグランドデザインはいつできるんですか。

○大谷局長 これは12月の中旬ぐらいには官邸に報告されると思うんです。

○草刈議長 それが1つのグランドデザインになるのですね。

○大谷局長 ただ、その中にも期限は書いていないんです。これは関係者がみんな入ってやった結果ですから、私がここで個人の立場で言えませんが。

○草刈議長 それは逆に厚労省が責任持って、そういう期限を設定すればいいでしょう。

○大谷局長 今、審議会を立ち上げようとしている訳です。今、言ったみたいに時代が変化してきているので、審議会の中にこういった児童手当とか児童福祉制度全体を含めて、財源と給付をもう一遍、再整理しないとということで、次のステップは考えているんですが、そういう意味で、今、これだけ先に行きますというのはなかなか言いづらいところがあるんです。

○鈴木専門委員 検討する前に、実態把握という段階ではどれぐらい進んでいるんですか。例えば、「保育に欠ける」要件を満たさなくても、児童福祉法上の保育ニーズの高い親とい

うのは、母子家庭とか、いろんなケースがあり得る訳ですね。それが「保育に欠ける」ということで要件から漏れているケースを、私は相当知っているんですけども、そういった実態は把握されているんですか。

○義本課長 何回か回答させていただいていますけれども、保育所で使う通常保育だけではなくて、例えば一時保育という形でスポットでご利用いただくとかいう形の制度はありまして、むしろそれは予算で今、伸ばしているんですけども、ここは局長申し上げましたように、重点戦略検討会議の中においては、むしろ、こういう一時保育。

○鈴木専門委員 すみません、私の質問に教えてください。

○義本課長 今、お答えしているんです。お聞きください。

○鈴木専門委員 実態をどれぐらい把握されているかという質問に対するお答えをお聞きしたいのです。

○義本課長 一時保育ですか。

○鈴木専門委員 一時保育のことなどは聞いていないんです。「保育に欠ける」要件と、児童福祉法上の保育ニーズが高い、それが齟齬している部分についての実態把握はされているんですか。

○義本課長 ですから、結局、それは、どう概念を捉えるかというところで違ってくる。ただ、そこはさっき申しましたように、保育所に通常入るお子さん以外で、例えば、スポットでご利用いただけるよう一時保育というのは今、伸ばしていますので、その人数で言えば、私ども、把握しています。数としては。

○鈴木専門委員 それは答えになっていません。また、そのニーズが増えているのであれば、まさに齟齬しているということですね。

○義本課長 ですから、逆にそこは、一時預かりという形で、この重点戦略検討会議の中においても、例えば、月当たりどれぐらいの利用時間を、そこはすべての家庭に対して使える形にしていこう、そのためのどれぐらいの財源が必要なのかというのはご議論しています。

○大谷局長 定型的と言いますが、保育所で朝から8時間とかお預かりするやり方もある

けれども、保育ママ方式みたいのがあったり、それから、ファミリーサポートセンターみたいのでやるものがあったり、やはりいろんなやり方があるだろうということで、その辺も含めて、さっき、事業所内保育、企業と、病院などは特に、女医さんなどは深夜勤務がありますから、それに合わせたものをつくってもらおうとか、いろんな形を考えていかなければいけません。だから、「保育に欠ける」というか、保育が必要なのにはいろんな形態がありますから、その必要性においても、その必要は、公的なものが担保しなければいけないサービスもありますが、それは企業の理由でやっているものであれば、企業に担保してもらうものもあるということで、必要があるものも全部公的でやらなければいけない訳ではないんです。結構、1個1個議論していくと難しいんですよ。

○鈴木専門委員 対策としてそれをやられていることについては、別に私は反対ではないんですけども、前の話に戻りますけれども、「保育に欠ける」要件と、保育の必要度が高いということに齟齬があることの実態把握はされているんですか。それがないと、いくら財源があったとしても、どう対策するかわからないではないですか。

○義本課長 ですから、潜在的にご利用したい方がどうかというのは、なかなか把握が難しいところですけども、ただ、議論の中においては、例えば、先ほど申しましたように、今、利用率の割合が2割ですけども、それを拡大していくとか、逆に保育所保育だけでは足りないところについては、局長が申しあげましたように、多様な柔軟な保育ということで、例えば在宅型の家庭的保育に広げていくとか。

○鈴木専門委員 それは何度も伺って、おっしゃることはよくわかるんですよ。

○白石主査 100回ぐらい聞きましたよ。

○鈴木専門委員 実態把握なしにどうして対策ができるのかということ、ご検討いただくのであれば、実態把握が先にあるべきではないですか、財源の前に。財源が先だとおっしゃっているんですけども、それはちょっと理解できませんが、仮に認めたとしても、財源のもう1つ前に、実態把握があるべきではないですか。

○翁委員 児童福祉法の施行令で、昼間ずっと働いていることを常態としている人というのが大体どのぐらいの割合なんですか、今、利用者の中で。

○義本課長 数字が古いですけども、今、正確なデータ持っていませんけれども、9割弱ぐらいだと思います。

○翁委員 やはり、ほとんどの人がそうなんです。ほとんどの人がそういうニーズで、いわば時代の流れでお母さんたちが普通に働くようになって子どもを預けているという状況です。勿論、公的にセーフティーネットとしての役割がありますから、低所得の方とか、そういった方々を受け入れなければならない、そこはわかるんですけども、9割の方が、男女共同参画、共稼ぎという時代になって、認可保育所を活用して働いていこうとしている訳ですから、そこについて、まず表現としては変えていただきたい。その第2ステップとして、どういうふうに要件を考えるかということ、総合的な児童福祉政策の中で認可保育所をどう位置づけるかということ踏まえて検討していただきたい。そういうことだと思うんです。

○鈴木専門委員 2段階ですね。

○白石主査 もうお時間も過ぎてしまいました。今日は平行線でごさいました、予想どおり。貴重なお時間を費やして来ていただいたわりには、何か徒労感を残してしまいましたようで、お互いに。それでは、今後のことについてはまた改めてご連絡をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○松本委員 それから、1言付け加えると、財源、財源と言うんだけど、結局、保育所での職員の方が平均で880万とか、あるいは1,200万もらっている人がいるということが起きてしまっているのは、要するに、競争がないから、そういうふうな給与体系になっているんであって。

○大谷局長 それは公立だからです。公務員だから。民間にはあり得ません。だから、それは競争ではなくて、公務員が公務員の給与体系の中でやっていることなんで、保育所本来の問題ではありません。

○義本課長 むしろ私立を入れたらもっと低くて、初任給が月20万満たない方がほとんどです。

○松本委員 だから、財源がそういうことに使われてしまっているんでしょう。高くなっているんじゃないの。

○大谷局長 違うんです。それは都道府県や市が単独で積み上げています。ちょっと混同しないでください。むしろ低賃金に苦しんでいる。それでむしろ財源をこっちは手当てしたいと思っているんです。運営費のベースをもっと入れて、保育士の年収を上げたいんです。

○義本課長 別のところでヒアリングをやってはいますが、保育士が足りないというのは、処遇が良くないから辞めていかれることが多いというのがございます。

○鈴木専門委員 二重労働市場なんですね。一方はものすごく手厚くて、一方はものすごく薄い。

○大谷局長 認証保育所も、原因はそこに1つあるということも是非ご理解いただきたい。東京都が現状の認可保育所をベースにつくっているから、認可保育所を簡単には増やせないんで、セカンドグレードをつくっている訳です。認証保育所は実はそういうものに前提があって、いわば咲いている花なんで、これが保育の中心ではないんです。公務員で積み上げて処遇を上げ過ぎて、加配して、それと同じものはもうなかなかつくれないから、別途そういう基準をつくってしのいでいます。

○義本課長 特にこれは都の特殊事情でございます。7割が公立保育所でございます、国の基準の2倍ぐらいの追加財源を投じている。そういうところは全国に東京だけでございます。

(厚生労働省関係者退室)

(以上)